

## みなぎ台北地区自主防災組織規約

### (前文)

私たちは、みなぎ台の居住者の災害による被害の軽減と、財産および住み良い生活環境を守ることを目的として、ここにみなぎ台北地区自主防災組織規約を定める。

### 第一章 総則

#### (名称)

第1条 この組織は、みなぎ台北地区自主防災組織（以下「本組織」という）と称する。

#### (構成)

第2条 本組織は、みなぎ台北地区にある世帯をもって構成する。

#### (目的)

第2条 本組織は、地区住民の隣保共同及び相互扶助精神に基づいて自主的な防災活動を行なうことで、地震その他の災害（以下、地震等）による被害を防ぎあるいはその軽減を図ることを目的とする。

#### (事業)

第3条 本組織は、前条の目的を達成するために、次に挙げる事業を行う。

- ① 防災知識の普及に関すること。
- ② 防災訓練に関すること。
- ③ 地震等の災害発生時における情報の収集、伝達、初期消火、救出、救護、要援護者支援、避難誘導、給水給食の応急対策に関すること。
- ④ 防災資機材の備蓄、整備に関すること。
- ⑤ その他、本組織の目的を達成するために必要な事項に関すること。

#### (事務所)

第4条 本組織の事務所はみなぎ台北集会所に置く。

#### (運営本部構成)

第5条 本組織に、下記構成の運営本部員を置く

- ① 自主防災 会長
- ② 自主防災 副会長
- ③ 自主防災 スタッフ
- ④ 自主防災 サポーター

選出・兼務、任期、人数は下記表のように定める。

役職名	選出、兼務	任期	人数
会長	みなぎ台北自治会会長が兼務	1年	1名
副会長	みなぎ台北自治会副会長が兼務	1年	2名
スタッフ	みなぎ台北自治会班長が兼務(副会長を除く)	1年	8名
サポーター	みなぎ台北地区自治会員より公募	複数年	複数名

(運営本部員の任務)

第7条 前条に定められた運営本部員の任務は、次のとおりとする。

会長 本会を代表し、これを統括する。

副会長 会長を補佐し、会長が任務を遂行できない時は、これを代行する。

スタッフ 会長、副会長の指示により、日常は自主防災組織を運営する。災害時には、必要に応じて、情報班、給水班、救護班等の班長を担う。

サポーター 複数年にわたり自主防災活動に関わり、組織の継続性の維持、および自主防災本部の運営をサポートする。

サポーターは、会長の承認により、着任する。

(会議)

第8条 本組織の運営本部会、総会は北自治会の役員会と総会とで行うものとする。

(地区の防災計画)

第9条 本組織は、被害の防止及び軽減を図るために、地区の防災計画を作成する。

2. 地区の防災計画は、次の事項について定める。

- ① 災害発生時における本組織の構成及び任務分担に関すること。
- ② 災害発生時における情報の収集、伝達、初期消火、救出、救護、避難誘導、要援護者支援、給水給食の応急対策に関すること。
- ③ 防災知識の普及に関すること。
- ④ 防災訓練の実施に関すること。
- ⑤ その他必用な事項。

(経費)

第10条 本組織の経費は、自治会費より運営する。

(雑則)

第 11 条 この規約に定めていない事項で、本組織の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

付則

1. 本規約は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
2. 本規約は、平成 25 年 4 月 7 日から施行する。

改 訂 記 録	
平成 12 年 4 月 1 日	初版
平成 25 年 4 月 1 日	改定内容 第 6 条 構成内容変更 第 9 条 「班の設置」を削除（以降の条番号は繰上）